

平成22年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要																				
<p>条例案 (1件) 総務部</p>	<p>【1】 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="767 342 1497 600"> <tr> <td>予 算</td> <td>件</td> <td rowspan="5">議案</td> <td rowspan="5">2件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>過疎地域自立促進特別措置法等の一部改正にかんがみ、県税の特例措置について改正を行うものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税免除の適用を受けられることができる設備の新設又は増設の期限を、平成23年3月31日までとする。</p> <p>(2) 課税免除の適用を受けられることができる事業について、ソフトウェア業を廃止し、情報通信技術利用事業を加える。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p> <p>参 考</p> <p>三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例(改正後)の概要 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域内において、一定の工業等設備を新設し、若しくは増設した者等に対する事業税、不動産取得税又は県固定資産税に関する以下の県税の特例措置を定めたものである。</p> <p>(1) 製造の事業、情報通信技術利用事業(現行はソフトウェア業)又は旅館業の用に供する取得価額が2,700万円を超える設備を新設し、又は増設した者について、事業税、不動産取得税又は県固定資産税の課税を免除する。</p> <p>(2) 畜産業又は水産業を行う個人に対する事業税の課税を免除する。</p>	予 算	件	議案	2件	条 例	1件	その他議案	1件	報 告	件	認 定	件	提 出	件			計	2件		
予 算	件	議案	2件																			
条 例	1件																					
その他議案	1件																					
報 告	件																					
認 定	件																					
提 出	件																					
計	2件																					
<p>その他議案 (1件) 総務部</p>	<p>【2】 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について</p>	<p>関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に相模原市が加入することについて関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年三重県告示第302号)の一部を変更するものである。 (公表の日から施行)</p>																				